

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年1月16日（令和7年（行情）諮問第57号）

答申日：令和8年3月6日（令和7年度（行情）答申第963号）

事件名：統幕報第96号及び当該関連事項をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「統幕報第96号、及び当該関連事項（米軍オスプレイ墜落）を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照ください（略）】」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる7文書（以下、順に「文書1」ないし「文書7」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月3日付け防官文第13022号及び同年10月23日付け同第24018号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 原処分1 関係

（ア）ないし（キ）（略）

イ 原処分2 関係

（ア）ないし（エ）（略）

（オ）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（カ）及び（キ）（略）

（ク）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念の

ため確認を求める。

(2) 意見書

「米軍CV-22オスプレイ墜落に伴う捜索活動の支援に関する自衛隊一般命令」が存在するはずである。

本件対象文書のうち連番2に掲載されている（原文ママ）「米軍CV-22オスプレイ墜落に伴う捜索活動の支援に関する自衛隊一般命令」が存在するはずだが、本件開示決定では特定されていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年6月3日付け防官文第13022号により、文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年10月23日付け防官文第24018号により、文書2ないし文書7について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(5) (略)

(6) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(7) 及び(8) (略)

(9) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(10) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

4 補充理由説明書

理由説明書においては（上記2及び別表の説明を指す。）、文書2の不開示部分については、法5条3号に該当し不開示としたが、当該部分は、

米空軍C V-22 オスプレイ墜落に伴う捜索活動等の支援等の実施に係る広報活動業務における米軍との調整事項等に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の広報要領が推察され、対抗・妨害措置を講じられるなど、広報活動業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きの不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 同年2月12日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年12月5日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 令和8年1月16日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年2月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、不開示理由に法5条6号柱書きを追加した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求については、開示請求文言に「統幕報第96号」及び「当該関連事項（米空軍オスプレイ墜落）を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」との記載があったことから、米空軍C V-22 オスプレイ墜落に伴う捜索活動等の支援等の実施に係る広報ガイダンスについて（通達）（統幕報第96号。令和5年12月2日）及び当該関連事項（米空軍オスプレイ墜落）をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の全ての開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は、統合幕僚監部報道官付において保有している文書である。

ウ 本件審査請求を受け、統合幕僚監部報道官付の執務室、書庫、パソコン上の共有フォルダ等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

エ なお、審査請求人は、意見書（第2の2（2））において、「米軍CV-22オスプレイ墜落に伴う捜索活動の支援に関する自衛隊一般命令」についても、本件請求文書に該当する文書であり、追加開示すべき旨主張しているが、上記命令は、報道に関する事務を行う統合幕僚監部報道官付においては保有しておらず、本件対象文書とともに行政文書ファイルに綴られたものではないことから、本件請求文書には該当しない。

(2) これを検討するに、当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書(写し)を確認した結果も踏まえると、本件対象文書は本件開示請求文言を踏まえて特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（1）ア、イ及びエ並びに上記第3の3（9）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（1）ウの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 文書2の不開示部分の不開示情報該当性について

標記不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2及び同4のとおり説明するので、当審査会において文書2を見分したところにより、以下検討する。

標記不開示部分には、米空軍CV-22オスプレイ墜落に伴う捜索活動等の支援等の実施に係る報道関係者の関心事項、広報指針等のうち、米軍との調整事項等について記載されているものと認められるところ、その内容に照らせば、当該不開示部分を公にした場合、防衛省・自衛隊の広報要領が推察され、対抗・妨害措置を講じられるなど、広報活動業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の4の諮問庁の説明を否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が、不開示とされた部分は同条3号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

本件対象文書

- 文書1 米空軍CV-22オスプレイ墜落に伴う捜索活動等の支援等の実施に係る広報ガイダンスについて（通達）（統幕報第96号。令和5年12月2日）（かがみのみ。）
- 文書2 米空軍CV-22オスプレイ墜落に伴う捜索活動等の支援等の実施に係る広報ガイダンスについて（通達）（統幕報第96号。令和5年12月2日）（かがみを除く。）
- 文書3 （お知らせ）鹿児島県屋久島沖における米軍オスプレイの捜索救難活動について（令和5年11月29日 防衛省）
- 文書4 （お知らせ）鹿児島県屋久島沖における米軍オスプレイの捜索救難活動について（令和5年11月30日 防衛省）
- 文書5 米軍オスプレイの捜索救難活動について（X投稿）
- 文書6 （想定問）令和5年11月29日（水） CV-22屋久島沖不時着水
- 文書7 報道等関連想定 令和5年12月2日（土曜日）

別表（不開示とした部分及びその理由）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2	1 枚目、2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	<p>自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。</p>